



Title	スペイン・国際カルト研究学会大会報告
Author(s)	櫻井, 義秀; Sakurai, Yoshihide
Description	中外日報 2005年8月23日掲載
Citation	中外日報
Issue Date	2005-08-23
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/930">https://hdl.handle.net/2115/930</a>
Type	article
File Information	chugai20050823.pdf



## 1 ヨーロッパの「カルト＝セクト」研究とその対策

2005年7月14-16日、スペインのマドリッド市郊外にあるマドリッド自治大学で開催された「カルト及び非正統的運動における心理操作」と題された国際会議に、筆者は紀藤正樹、山口貴両弁護士と共に参加した。この会議は、昨年より国際カルト研究学会（ICSA: International Cultic Studies Association）と改称したアメリカ家族財団（AFF: American Family Foundation）がスペインの社会心理学者達と共に開催した初めての国際会議である。

3日間の会議では、英語・仏語・スペイン語ごとの部会編成になっており、のべ320名が参加した。紀藤正樹、山口貴両弁護士は、ホーム・オブ・ハートの児童虐待問題や、法の華三法行教祖福永法源やオウム真理教教祖麻原彰晃が、ローマ法王やダライ・ラマとの謁見写真をいかに教団の社会的信用性を増すために使用したかをパネル発表し、好評を得た。

発表は、「脱会者・家族支援」「事例発表」「研究」「法・政府対応」「テロリズム」の五本立てであり、研究部会が35本の発表で他部会の倍であった。一昨年までのAFFの発表とそれほど内容的に変わらず、カルト問題の臨床的な研究と問題解決法がいっそう促進されたという印象を得た。私の宗教社会学関連で言えば、「カルト」の定義、教団への入信をめぐる「マインド・コントロール論争」は殆ど不毛であり、イデオロギー対立の次元を越えない。つまり、布教・教化における本人の自己選択と組織による影響力の度合いは、基本的に程度問題であり、個人ごと、教団ごとケースバイケースである。100%の自由意志も100%の強制もない。しかし、調査や臨床的ケアにおいて、現役信者を対象にするか、脱会信者を対象にするかで、彼等の語りに依拠した調査の知見は異なったものとならざるをえない。新宗教研究者は、新宗教への理解と寛容を社会に求めるし、脱会者支援の側は、「カルト」批判と対策を社会に求めるようになる。客観的・価値中立的研究は実証的に難しい。

ヨーロッパ諸国の研究で目立ったのは、AFFの事務局長である社会心理学者マイケル・ランゴーニの集団による心理的虐待尺度（日本では日本脱カルト協会の集団健康度調査：<http://www.cnet-sc.ne.jp/jdce/>）を応用して、組織統制がどの程度個人にストレスを与えているのかを測定し、行き過ぎた統制を加える集団に警告を発するというもの。スペインでは、薬物を使わないで従属的・共依存的人間関係等や妄想へ嗜癖する傾向として病理学的に診断し、対処療法を提供していく研究グループの発表があった（<http://www.ais-info.org/>）。

また、セクト対策のために信者の親達や自治体職員らがセクト情報・対策のセンターを設立したり、隣国のグループとネットワークを形成していたりする（<http://www.fecris.org/>）。彼等は新宗教に理解を示す研究者とは鋭く対立し、少数であっても被害を語る人間がいることを問題視せよと、イギリスの統一教会の研究者にして新宗教研究の権威であるアイリーン・バーカー氏に迫っていた。バーカー氏とは懇意ではあるが、研究方法論、研究対象への評価を異にする筆者は、毎度のことながら、英米系の宗教観や宗教伝統と、フランスをはじめ、ヨーロッパ大陸諸国のそれとの相違を感じている。英米系の宗教社会学もそう

だが、自己選択の信仰としての宗教観とその自由への過剰な思い入れがある。このことは、「カルト」批判の研究や活動が、アメリカ社会で伸び悩んできたわけと関係している。

## 2 「カルト」研究はなぜアメリカから出たのか

1979年にカルト批判の研究・相談機能を持つ運動組織として発足したAFFは、アメリカ社会にカルト問題の存在を訴え続け、カルト・カウンセリングの確立と普及に力を尽くしてきた。しかし、「カルト」視された新宗教の脱会信者の司法的権利回復や、特定教団の布教や経済活動に法的規制を加えるといった社会政策的提言はアメリカ社会においてかえりみられなかった。アメリカはカルト問題研究の先進国であるが、社会的対応は独特だ。

元信者が教団による違法な伝道・経済活動を訴えた日本の違法伝道訴訟（2001年に統一教会が最高裁で敗訴）や、違法な精神操作を組織的に行う教団に解散を宣告する反セクト法（2001年にフランス国民議会で制定）等は、アメリカではまず考えられない。これは一見すると、プロテスタントの超大国アメリカにそぐわないようにも思える。アメリカは、初期入植者であるピューリタンの伝統を継ぎ、大覚醒運動に次ぐ政治変革を経てきた。そのため、神の王国と大義を唱える大統領からファンダメンタリストまで、WASPの文化や生活様式が徹底し、それへの同化を移民に強いてきた。近年はアメリカ流の政治や経済を世界中に宣教し、それが国際的テロリズムの一つの要因とまで言われている。政治と道徳や信条がこれほど連結する社会は、イスラーム圏の諸国において他にない。

しかし、アメリカが宗教的国家として独特なのは、他方で徹底した政教分離、諸宗教・諸宗派の自由な宣教活動に極力介入せず、一般市民も中央政府の介入をあらゆる面で嫌うという文化である。プロテスタンティズムは国教化されなかったことで世俗化を免れ、諸宗教、諸宗派と共に活性化し続けてきた。だから、宗教は保護も規制も受けない。レイシテ（政治や社会の非宗教化）そのものを目指してきたフランスの政教分離とは違った意味合いで、これが黄金律である。また、個人の自由な意志決定を阻害したとして、「カルト」が「洗脳」「マインド・コントロール」の加害者として告発されたが、アメリカの政治と司法は、宗教的自由の領域に介入しなかった。おそらく、自由、自律、自己責任という近代的個人主義が伝統と規範になっているアメリカでは、リスクを負う自由さえも個人に求めるのかもしれない。アメリカは個人にも、国家にも自由のリスクを自覚的に受け入れるよう要求する強い国家であり、一部のヨーロッパやアジア社会のように温情主義的で、共同体的な配慮のために、弱い個人を守るシステムを作ることを好まないのだろう。また、宗教的領域が聖域となって、そこに世俗的な外形的拘束力を当てはめることを嫌うために、法的規範が存在しないところに違法行為なしという発想になっているのかもしれない。

最後になるが、7月7日のロンドンで起きたテロ犠牲者に対して、会議では1分間の黙祷が捧げられた。イギリスの多文化主義政策・学問もまた、エスニシティ（民族）や宗教的差異への「寛容」と最大限の「自由」な活動を許容する。当然のことながら、リスクを覚悟し、自分で対処することが求められるのだろう。カルト問題が社会で顕在化するかどうかの背後には、「自由」とその「リスク」への感覚の違いが関連しているように思われた。